

危険ブロック塀等撤去費 補助制度のご案内

ブロック塀等の面している道路の種類によって
補助金の申請課が異なります。

まず、**茅ヶ崎市建築指導課**にご相談下さい。
相談内容・道路種別等を確認して**後日ご連絡**いたします。



※ブロック塀等・・・コンクリートブロック、コンクリートパネル、石材その他
これに類する材料により築造されたもの

危険ブロック塀等の 撤去費補助金

補助金利用の条件

- ・建築基準法第42条に定義された道路に面するブロック塀等
- ・接する道路の面から高さ0.8mを超えるブロック塀等を0.8m以下まで撤去するもの
- ・建築基準法第43条の許可・認定を受けた道路に接するブロック塀等

補助金額

①～③のうち最も低い額

- ① 撤去工事の見積額（消費税を除く）
- ② 撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/㎡
- ③ 上限20万円

世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が
市民税を課税されていないときは上限30万円。

（1,000円未満端数を切り捨て）

補助の種類は2種類

I 危険ブロック塀等の撤去費補助金 <<建築指導課>>

道路沿いに設置された高さ0.8mを超えるブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します。

※茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱第7条第2項の規定により市の補償を受けて築造したものであって、その築造の日から起算して10年を経過していないものを除きます。

II 狭あい道路整備事業 <<道路管理課>>

狭あい道路に接する敷地における、後退用地の譲渡及び、後退用地内にあるブロック塀等の工作物の除却に対する補償をします。

・危険ブロック塀等の撤去費補助金は、工事前に補助金申請が必要です。工事に係る消費税は申請者負担となります。

相談窓口

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 建築安全担当

TEL 0467-81-7185

FAX 0467-57-8377

e-mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

※詳細は相談窓口までご来庁されるか、
電話でお問合せ下さい。
インターネットをご利用の場合
茅ヶ崎市のホームページをご覧ください。

茅ヶ崎市 危険ブロック

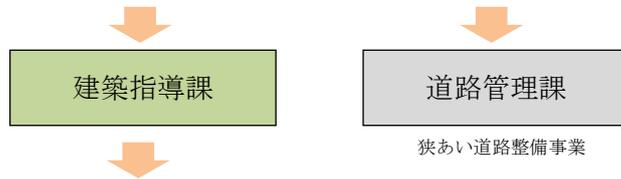
検索

手続きの流れ

事前相談

建築指導課で事前相談を受け付けます。

相談内容・道路種別等を確認して後日ご連絡いたします。(所管課名を伝達)



交付申込

補助金交付申請書の提出 (建築指導課へ申請の場合)

【必要書類】

- 補助金交付申請書
- 個人情報調査同意書
- 案内図 ----- 施工場所を明示した地図
- 配置図 ----- 敷地と撤去するブロック塀等の位置を記入した図面
- 工事の概要がわかる図面 (立面図など)
----- 撤去長さ、高さ、撤去方法 (全部・一部)、撤去範囲を記載
- 現況写真 ----- 撤去するブロック塀等の高さや延長がわかる写真 (工事前の全景)
- 見積書 ----- 補助対象毎に項目を分けた見積書
- その他必要と認められるもの

通常の場合2週間程度

交付決定通知

補助対象であるか審査し通知します。

工事着手

交付決定通知を受け取ってから工事着手をしてください。

※交付決定通知前に工事を着手した場合、補助金を受け取れない場合がありますのでご注意ください。

工事完了報告

工事完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

※実績報告書提出期限 ----- 交付決定を受けた年度の1月31日まで

【必要書類】

- 実績報告書
- 完了写真 ----- 対象となるブロック塀等の撤去後の写真 (工事後の全景)
- 支払いを証明できる書類 ----- 工事業者に支払った領収書とその請求書
- 補助金の請求書

通常の場合1か月程度

補助金の受取